

令和2年度 地域会館大規模改修補助金の予算要求について

地域会館大規模改修補助制度は平成10年度に創設し、地域会館の維持管理上、必要と認められる改修工事に対し、補助率1/2、補助上限額500万円を補助することとした。以降、消費税増税時においても補助率及び補助上限額とも変更せず、現在に至っている。

ところが、平成29年3月の全国労務費単価が平成24年度に比べ43.3%上昇するなど、工事費単価が高騰しており、現行の上限500万円の補助金額では、校区自治連合会の自己負担額が増大している。さらに、令和元年10月（予定）から消費税が10%に増税となることに伴い、建設コストがさらに増大することが見込まれる。

このことから、校区自治連合会の負担の軽減を図るため、現行の補助上限額を引き上げるものである。

【現行補助制度の内容】

- ・ 補助対象経費 {大規模改修工事費（設計費、及び工事に伴う事務的経費含む）}
- ・ 補助率 1/2
- ・ 補助金上限額 500万円

【国土交通省公表の鉄骨造工事費の建設工事デフレーターの推移(H31年4.26日付け)】

※地域会館の新築補助の積算の鉄骨工事費の建設工事デフレーターの推移を使用

- ・ 平成23年度を100.0とした場合、平成10年度の数値は、95.5。
- ・ 平成29年度の数値は、110.0である。



- ・ したがって、平成29年度の工事費は、平成10年度と1とした場合、1.152。

★地域会館整備補助金の上限額を引き上げる

$$\begin{aligned} & \text{○} 5,000 \text{千円 (補助上限額)} \div 1.05 (\text{※}) \doteq 4,762 \text{千円} \\ & 4,762 \text{千円 (税抜き)} \times 1.152 (\text{対平成10年度建設工事費比}) \\ & \times 1.10 (\text{消費税10\%}) = 6,034 \text{千円} \doteq 6,000 \text{千円} \\ & \text{※平成10年度の消費税は5\%} \end{aligned}$$

⇒補助金の上限額を6,000千円とする。